

有限会社ビジネスプランニングに対する
個人情報の保護に関する法律に基づく
行政上の対応について

令和7年5月16日

個人情報保護委員会は、本日、名簿販売の事業を営む有限会社ビジネスプランニングに対して、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づく行政上の対応を行うことを決定しましたので、お知らせいたします。

【連絡先】

個人情報保護委員会事務局

監視・監督室

電話：03-6457-9680

有限会社ビジネスプランニングに対する個人情報の保護に関する法律 に基づく行政上の対応について

令和 7 年 5 月 16 日
個人情報保護委員会

個人情報保護委員会（以下「当委員会」という。）は、本日、名簿販売の事業を営む有限会社ビジネスプランニング^{1、2}（以下「ビジネスプランニング」という。）に対し、下記 1 のとおり個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 148 条第 3 項の規定により命令を行い、下記 3 のとおり法第 148 条第 1 項の規定により勧告を行うとともに、下記 5 のとおり法第 146 条第 1 項の規定により報告等の求めを行うことを決定した。

記

1 命令の内容

ビジネスプランニングにおける個人情報等の取扱いについて、法第 148 条第 3 項の規定により、以下のとおり、違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずる。

- (1) 法第 19 条（不適正な利用の禁止）の規定に違反する個人情報の提供を直ちに中止すること。
- (2) 法第 19 条の規定に違反する個人情報の提供を一切行わないよう、令和 7 年 5 月 30 日（金）までに、例えば、個人情報の提供先について、法人登記で実在を確認し利用目的を特定する方法で、違法又は不当な行為に及ぶ者ではないことを確認することを会社規程に盛り込み、個人情報の取扱状況について定期的に監査を実施するなど、確実な体制整備を行うこと。

¹ 法人番号 3011102030278。

² ビジネスプランニングは、個人情報の保護に関する法律第 27 条第 2 項に基づくオプトアウト規定により個人データを第三者に提供する事業者として、当委員会に届出を行っている（以下、このような事業者を「オプトアウト届出事業者」という。）。

オプトアウト届出事業者は、本人の求めに応じて、個人データの第三者への提供を停止することが義務付けられており、本人は、提供を望まない場合、その停止を求めることができる。本人の求めを受け付ける方法等については、オプトアウト届出事業者において、本人が容易に知り得る状態に置く等とともに、当委員会に届け出ることとされており、当委員会はウェブサイトにおいて、全ての事業者の届出書を公表している。

ビジネスプランニングの届出書（<https://www.ppc.go.jp/files/optout/2021-100167.pdf>）においては、郵送、電話及びウェブサイトの問合せフォーム等の方法により、本人の求めを受け付けることが示されている。

2 命令の理由

当委員会は、警察から、「特殊詐欺グループの被疑者が、ビジネスプランニング名義の銀行口座等へ送金していた事実が確認された。」旨の情報提供³を受け、令和7年4月18日、ビジネスプランニングに対し、法第146条第1項の規定による立入検査を実施したところ、ビジネスプランニングにおける個人情報の取扱いについて、以下の法第19条の規定違反及び個人の重大な権利利益を害する事実が認められた。

- (1) ビジネスプランニングは、令和5年5月から令和6年10月にかけて、名簿の販売先が違法な行為に及ぶ者である可能性を認識していたにもかかわらず、個人情報を提供した。
- (2) ビジネスプランニングが上記(1)で提供した個人情報は、個人情報に係る本人の重大な財産的被害等を及ぼす特殊詐欺グループに提供された。
- (3) ビジネスプランニング代表取締役の説明によれば、同社における他の名簿販売に関しても、「個人名からの入金であり、法に違反するような行為に名簿を利用すると思われる者に対する名簿の提供である。」との認識を持ちながら個人情報を提供していた。前記(1)を含むこれらの行為は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法による個人情報の利用であり、法第19条の規定（不適正な利用の禁止）に違反する。
- (4) ビジネスプランニングは、提供先が違法な行為に及ぶ者である可能性を認識しながら個人情報の提供を行っており、提供された個人情報に係る本人は、特殊詐欺グループからの連絡の可能性にさらされることにより現に本人の平穏な生活を送る権利利益が侵害されている。そして、このような権利利益の侵害が、同社の反復継続的な個人情報の提供行為により拡大され続けている中、今後も含め、本人への特殊詐欺による財産的被害につながりかねない状況である。

3 勧告の内容

ビジネスプランニングにおける個人情報等の取扱いについて、法第148条第1項の規定により、個人データを第三者に提供したときは、法第29条、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）に従い、個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称及び住所等の記録が必要な事項について、適切に記録を作成し保存することを勧告する。

³ 「悪質な名簿業者等把握時の個人情報保護委員会への情報提供について」（令和6年2月14日付け警察庁丁組二発第25号）（<https://www.npa.go.jp/laws/notification/keiji/bouryokudan/meibo.pdf>）に基づく情報提供。

4 勧告の理由

前記2の立入検査を実施したところ、ビジネスプランニングは、第三者提供に係る記録の一部のみ作成していたが、それ以外の取引については一切記録を作成していなかったことから、かかる取扱いとは法第29条第1項の規定に違反する。

ビジネスプランニングにおける個人情報等の取扱いについて、同違反を放置しておくことは、個人の権利利益を侵害するおそれが高く、当委員会として、個人の権利利益を保護するため、同社に対し、第三者提供に係る記録を確実に作成するよう勧告する必要がある。

5 報告等の求め

前記1の命令事項及び前記3の勧告事項の履行状況を確認するため、法第146条第1項の規定により、当委員会に対し、以下のとおり、報告するよう求める。

- (1) 令和7年5月30日（金）までに、整備した体制の内容について報告すること。
- (2) 本件命令発出後1年間、1か月ごとに、個人データの第三者への提供状況及び提供時の確認状況を報告すること。

6 本件対応と政府全体の特殊詐欺対策

令和7年4月22日に犯罪対策閣僚会議において決定された、「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」⁴においては、特殊詐欺対策として、闇名簿対策を推進することとされており、警察は、特殊詐欺の捜査の過程で、悪質な「名簿屋」等の事業者を把握した場合に、当委員会に対して積極的な情報提供に努めることなどとされ、当委員会は、「名簿屋」等の事業者において、法上問題となる事態が確認された場合には、厳正に対処していくこととされている。

本件は、ビジネスプランニングが提供した個人データが特殊詐欺等の違法行為に利用され、個人データに係る本人の重大な権利利益が侵害される事態である上、意図的に法違反が繰り返されていたものであって、法令違反の重大性が極めて悪質な事案である。今後も、当委員会は犯罪者グループ等に名簿を提供する悪質な「名簿屋」に対しては、総合的な案内所（個人情報保護法相談ダイヤル）に寄せられる苦情などの情報等や警察から提供された情報を踏まえ、不断の監視を行うとともに、必要な調査を行い、法上問題となる事態が確認された場合には、引き続き厳正に対処していくこととする。

以 上

⁴ 「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」（犯罪対策閣僚会議令和7年4月22日決定）
(<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/kettei/250422/honbun-1.pdf>)